

## (その128) 親子の断絶しないで済みました(2016.5)

昨年11月下旬、渡田に住むTさんから親族会議を行うので同席してほしいとの相談があり所長が参加することに。「一人暮らしで不安だし家が古くなったので売却し病院通いもあるので近くのマンションにでも住みたい」というものでした。

2人の子供さんも賛成されたので不動産屋と相談しました。

2月中旬家の売却が決まった頃、Tさんから「次男が4分の1の権利があるのでお金でほしいと言ってきた」とのことでしたのでセンターの顧問弁護士と相談したところ「10年前父が亡くなったとき父親名義の家と土地を母の名義に変える時点で2人の子供の同意書があるので母が生きている間相続の権利は無い」と言われ、次男にこの話をしても納得してもらえないというのでお彼岸(3月20日)の日に再度全員が集まって話し合いを行いました。

「高齢の母が一人でアパートに住み病院通いもあり近いうちに施設に入るようになればお金がいくらかかるかわからない、母が亡くなったら2人で平等に分けてほしい」という内容の話し合いで全員の合意ができました。

土地の半分を購入した昔からの友人のIさんが3階建てのアパートを建てその1階に入居することも決まりTさんは3月下旬病院の近くのマンションに引っ越しました。

「相談センターと不動産屋さんと弁護士さんとIさんの協力で難問がすべて解決することができありがとうございました」とお礼に来られました。